

第6 公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会

担当部局：農政部

1. 法人の概要

(1) 基本情報

| | |
|--------|---|
| 法人の名称 | 公益財団法人 群馬県蚕糸振興協会 |
| 所在地 | 群馬県高崎市金古町 888 番地 1 |
| 設立年月日 | 平成 11 年 10 月 1 日 |
| 代表者名 | 理事長 藤枝 貴和 |
| 資本金 | 1,229,234 千円 |
| 県の出資割合 | 53.9% |
| 事業内容 | 1. 各種蚕糸振興対策事業（自主事業）の実施 ・ 地域養蚕継承対策事業 ・ 稚蚕共同飼育所違作助成金交付事業 ・ 製糸業振興対策事業 ・ 蚕糸絹業関係交流支援事業 2. 受託事業 ・ ぐんま絹遺産解説業務 3. 群馬県立日本絹の里の指定管理業務（平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日） 4. シルクショップ運営事業 |

(2) 沿革

昭和 36 年、社団法人群馬県蚕糸振興事業協会設立

昭和 45 年、社団法人稚蚕共同飼育所経営安定協会設立

昭和 58 年、財団法人蚕糸業振興基金設立

平成 4 年、財団法人群馬県養蚕振興基金設立

平成 11 年、蚕糸関係 4 団体を統合し、財団法人群馬県蚕糸振興協会が発足

平成 18 年、第 1 期指定管理者として日本絹の里管理運営受託開始

平成 23 年、第 2 期指定管理者として日本絹の里管理運営受託開始

平成 25 年、公益財団法人群馬県蚕糸振興協会へ移行登記

(3) 協会の設置の目的

養蚕、蚕種、製糸の安定的な生産及び経営の改善を支援するとともに、群馬県産繭及び生糸の品質向上並びにブランド化を促進し、もって蚕糸業の振興と本県農業の維持発展に寄与することを目的としている（定款第 3 条）。

(4) 事業の概要

群馬県蚕糸振興協会の設置目的を達成するため、次の事業を実施している。

①自主事業

基本財産の運用収入を財源に、蚕糸業の振興と本県農業の維持発展を図るため、関係団体への各種助成を行う。

(ア) 地域養蚕継承対策事業

● 蚕種・養蚕資材購入支援事業

繭生産のコスト削減と生産力向上を図るため、蚕種及び稚蚕人工飼料の購入に対して助成を行う。

● 稚蚕共同飼育助成事業

稚蚕共同飼育所における1～3令飼育経費の一部に対して助成を行う。

● 稚蚕共同飼育所施設改善事業

地域の養蚕を支えている稚蚕共同飼育所について、蚕児の安定供給を図るため、その改善等に要する経費の一部の助成を行う。

(イ) 稚蚕共同飼育所違作助成金交付事業

稚蚕共同飼育所において蚕病等により違作(劣悪な蚕作不良)が生じた場合、その経費の一部を補てんし、養蚕農家の繭生産確保を図る助成を行う。

(ウ) 製糸業振興対策事業

● 県産高品質繭生産奨励事業

養蚕農家の高品質繭生産を奨励するとともに、碓氷製糸農業協同組合が実施する高品質かつ特徴ある生糸製造等に必要な事業経費の一部の助成を行う。

● 繭品質評価協議会支援事業

群馬県繭品質評価協議会が実施する、繭品質評価に対して、その経費の一部を補助する。

(エ) 蚕糸絹業関係交流支援事業

養蚕農家、製糸業者、絹織物業者、染織物業者、染織作家が「群馬の絹」を使った新製品開発と広報宣伝、資質向上のために結成した組織である、「群馬の絹活性化研究会」の活動に対しての助成を行う。

(オ) 絹製品活性化推進事業

県から受託したオリジナル絹製品開発事業の実績を活用して、さらなる県産絹製品の需要拡大を促進し活性化を図る。

②受託事業

群馬絹遺産の解説マニュアル等の作成及び現地解説指導、並びに富岡製糸場来場者へのぐんま絹遺産群解説普及活動等を行う。

③日本絹の里運営事業

群馬県の伝統ある蚕糸絹業の交流と蚕糸業振興の拠点である「群馬県立日本絹の里」について、県から管理・運営を指定管理者として受託し、群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例、施行規則、基本協定、事業計画の関係法規等の遵守のもと効率的な維持管理及び企画運営を行う。

④シルクショップ運営事業

県内の製造業者や卸業者・織物組合を中心に、蚕糸絹業振興及び日本絹の里運営に寄与する製品の取引を行う。

(5) 基本財産 1,232,638 千円

(内訳)

預金 422,269 千円

有価証券 810,369 千円

(6) 人員構成 (平成 26 年 7 月 1 日現在)

| 区分 | | 一般 | 県現職 | 県OB | 計 |
|----|------|----|-----|------|----|
| 役員 | 理事長 | | | 1 | 1 |
| | 副理事長 | 1 | | | 1 |
| | 常務理事 | | | 1 | 1 |
| | 理事 | 3 | 1 | | 4 |
| | 監事 | 2 | | | 2 |
| 職員 | 館長 | | | (注1) | — |
| | 事務局長 | | | (注2) | — |
| | 一般職員 | 5 | | 1 | 6 |
| | 嘱託 | 8 | | 3 | 11 |
| | 臨時 | 3 | | | 3 |
| 合計 | | 22 | 1 | 6 | 29 |

(注1) 理事長が館長(嘱託)を兼務している。

(注2) 常務理事が事務局長を兼務している。

2. 財務状況

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 備考 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 流動資産 | 25,290 | 18,888 | 16,931 | 注 1 |
| 固定資産 | 1,259,987 | 1,260,808 | 1,258,310 | 注 2 |
| 流動負債 | 15,698 | 13,155 | 10,671 | 注 3 |
| 固定負債 | 4,034 | 4,356 | 5,378 | 注 4 |
| 正味財産 | 1,265,544 | 1,262,185 | 1,259,193 | — |

備考 資産・負債の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 流動資産 現金預金 16,306 千円
- 注 2 固定資産 預金（基本財産）422,269 千円
投資有価証券（基本財産）810,369 千円
- 注 3 流動負債 未払金 9,814 千円
- 注 4 固定負債 退職給付引当金 5,378 千円

(2) 正味財産増減計算書

(単位：千円)

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 備考 |
|-------------|----------|----------|----------|-----|
| 経常収益 | 143,769 | 135,431 | 135,647 | 注 1 |
| 経常費用 | 143,805 | 139,289 | 135,120 | 注 2 |
| 当期経常増減額 | △36 | △3,858 | 527 | — |
| 経常外収益 | — | — | — | — |
| 経常外費用 | — | — | — | — |
| 当期一般正味財産増減額 | △36 | △3,858 | 527 | — |

備考 経常収益・経常費用の主な内訳（平成 25 年度決算）

- 注 1 経常収益
受託補助金等収益 102,715 千円 事業収益 16,633 千円
- 注 2 経常費用
日本絹の里受託事業費 98,774 千円 シルクショップ事業費 11,460 千円

(3) 群馬県の出資法人への関与状況

・ 公的支援（フロー）

（単位：千円）

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 備考 |
|----------|----------|----------|----------|-----|
| 補助金（助成金） | — | — | — | — |
| 利子補給 | — | — | — | — |
| 税の減免 | — | — | — | — |
| その他（貸付金） | — | — | — | — |
| 合計 | — | — | — | — |
| （参考）委託料 | 102,400 | 102,100 | 102,715 | 注 1 |

備考 注 1 委託料の内訳（平成 25 年度決算）

日本絹の里指定管理業務 94,000千円、文化遺産解説等業務 8,715千円

・ 公的支援（ストック）

（単位：千円）

| | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 備考 |
|---------------|----------|----------|----------|----|
| 損失補償契約に係る債務残高 | — | — | — | — |
| 貸付金残高 | — | — | — | — |
| 出資金 | 662,500 | 662,500 | 662,500 | — |
| 合計 | 662,500 | 662,500 | 662,500 | — |

【事業活動】

3. 富岡製糸場のホームページ（以下；‘HP）での「日本絹の里」のリンク掲載

日本絹の里は、繭・生糸に関する資料や群馬の絹製品などの展示、絹を使った染織体験などにより、多くの人々が集い、伝統ある群馬県の蚕糸絹業の足跡と天然繊維であるシルクの素晴らしさを紹介する情報発信の拠点として設置されている。

群馬県蚕糸振興協会では、情報発信の手段として蚕糸絹業に関する広報活動を下記のとおり行っている。

マスメディア等の活用

- ・ ホームページ
- ・ 新聞（上毛、読売、朝日）
- ・ ぐんまテレビ
- ・ FM ぐんま、ラジオ高崎
- ・ 観光雑誌等への掲載
- ・ バナー広告

バナー広告とは、インターネット広告の一種。Web サイトに広告の画像（多くの場合は横長）を貼り、広告主の Web サイトにリンクする手法。インターネット広告としては最も広く用いられる手法である。

上記各種広報媒体を通じて企画展・特別展の情報を発信している。

ポスター、チラシ等による情報発信

日本絹の里便り、絹つづれ（友の会会員）合わせてポスター、チラシの掲示、配布を依頼（博物館、美術館等県内414か所、県外96か所、高崎市を中心とした地域への回覧）

夏休みこども特別展・関連行事案内（県内全小学校、近隣小学校全生徒）

「ぐんまちゃん家」からの情報発信

「ぐんまちゃん家」における旅行会社等を招待し県観光情報等を発信する場に、企画展を中心としたリーフレットを配布し、首都圏からの来館者の掘り起しに努めている。また、日本絹の里公式 HP の管理運営をしており、各種企画展、常設展、染織体験教室等の情報も掲載している。HP の月間アクセス件数は 10,000 件から多い時で 20,000 件となっている。

上記のように群馬県蚕糸振興協会は、様々な媒体を使用して蚕糸絹業に関する情報発信を行っている。

一方で、絹文化の振興を目的とした施設として群馬県内には富岡製糸場がある。（2014年6月には世界遺産に登録されている。）

富岡製糸場の HP 上にも「日本絹の里」のリンクを掲載することにより、日本絹の里の HP へのアクセスを増加させる機会となり、その結果、群馬県の絹文化を紹介する機会を増加させる手段となる。よって、さらなる群馬県の絹文化の情報発信の一つの手段として、富岡製糸場の HP でのリンクの添付を検討するべきである。

【意見 61】

群馬県蚕糸振興協会では、マスメディア等の活用、ポスター及びチラシ等による情報発信など様々な媒体を使用して蚕糸絹業に関する情報発信を行っている。

一方で、絹文化の振興を目的とした施設として群馬県内には富岡製糸場がある。(2014年6月には世界遺産に登録されている。)

富岡製糸場の HP 上にも「日本絹の里」のリンクを掲載することにより、日本絹の里の HP へのアクセスを増加させる機会となり、その結果、群馬県の絹文化を紹介する機会を増加させる手段となる。よって、さらなる群馬県の絹文化の情報発信の一つの手段として、富岡製糸場の HP でのリンクの添付を検討するべきである。

注 平成 26 年 12 月 9 日現在において富岡製糸場の HP には、「日本絹の里」の HP リンクが添付されている。

4. シルクショップでの商品開発

群馬県蚕糸振興協会では、県内の製造業者や卸売業者・織物組合を中心に、蚕糸絹業振興及び日本絹の里運営に寄与するため、収益事業として群馬の絹を使った絹製品、県推奨絹製品や桑細工、繭クラフト、染織材料などを取りそろえたシルクショップを運営している。

シルクショップで販売している製品は、県内の製造業者等から提案されたものの中から群馬県蚕糸振興協会において選択し販売しているだけでなく、「オリジナルポストカード」など群馬県蚕糸振興協会において開発作成した商品も販売している。

なお、一定期間販売実績のない製品については、新製品と置き換えている。

公益法人では、一般会計は「収支相償」が原則とされており、公益目的に事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこととされている。

よって、公益法人では一般会計は赤字であるため、収益会計で利益を獲得しそれを一般会計に繰り入れことにより存続することが前提であることから、収益事業で利益を獲得することが目標となる。

収益事業で利益を獲得するためには、顧客のニーズにあった商品を販売することが重要であり、そのために顧客のニーズを把握することが必要である。

従来においても、群馬県蚕糸振興協会では、常設展エリアにおいて人気のあった「生糸の商標」(欧米に生糸輸出が始まったところから長い間活躍したシルク商標)を使用したポストカードを作成するなど顧客のニーズを把握した製品を開発・販売していた。

しかし、さらに積極的に顧客のニーズを把握する活動として、例えばシルクショップ

での顧客の要望する商品等のアンケートを実施し、それを商品開発にフィードバックすることも一つの方法である。

また、群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営しており、群馬県の物産品を販売している。そこで販売されている絹に関連した商品の販売実績情報を蚕糸振興協会にフィードバックすることも一つの方法である。

上記の活動を通して、顧客のニーズを把握し、「シルクショップ」での商品開発を行うべきである。

【意見 62】

「日本絹の里」では、収益事業としてシルクショップを行っており、群馬の絹を使った絹製品、県推奨絹製品や桑細工、繭クラフト、染織材料等を販売している。

シルクショップで販売している製品は、県内の製造業者等から提案されたものの中から群馬県蚕糸振興協会において選択し販売しているだけでなく、「オリジナルポストカード」など群馬県蚕糸振興協会において開発作成した商品も販売している。

公益法人では、一般会計は「収支相償」が原則とされており、公益目的に事業に係る収入が、その実施に要する適正な費用を償う額を超えないこととされている。

よって、公益法人では、一般会計は赤字であるため収益会計で利益を獲得し、それを一般会計に繰り入れことにより、存続することが前提であることから、収益事業で利益を獲得することが目標である。

収益事業で利益を獲得するためには、顧客のニーズにあった商品を販売することが重要であり、そのために顧客のニーズを把握することが必要である。

従来においても、群馬県蚕糸振興協会では、常設展エリアにおいて人気のあった「生糸の商標」（欧米に生糸輸出が始まったころから長い間活躍したシルク商標）を使用したポストカードを作成するなど顧客のニーズを把握した製品を開発・販売していた。

しかし、さらに顧客のニーズを積極的に把握する活動として、例えばシルクショップでの顧客の要望する商品等のアンケートを実施し、それを商品開発にフィードバックすることも一つの方法である。

また、群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営しており、群馬県の物産品を販売している。

そこで販売されている絹に関連した商品の販売実績情報を蚕糸振興協会にフィードバックすることも一つの方法である。

上記の活動を通して、顧客のニーズを把握し、「シルクショップ」での商品開発を行うべきである。

5. ぐんまちゃん家との連携

群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営している。

ぐんま総合情報センターは、東京都中央区銀座 5 丁目(歌舞伎座の真向い)にあるビルの1階及び2階を賃借して、1階は物産販売及び観光案内、2階は主にイベントスペースとして利用・運営しており、これまでの物販中心の自治体アンテナショップ(注)とは一味違い、首都圏に向け、群馬県のあらゆる魅力を発信することにより、観光の誘客促進など経済効果につなげることを目的として、平成 20 年 7 月 5 日にオープンしている。

なお、1階の物産販売及び観光案内については、公益財団法人群馬県観光物産国際協会に業務委託している。

(注)：アンテナショップとは(「大辞林 第三版」より)

- ① 新商品を試験的に売り出す小売店舗。消費者の反応を探るアンテナの働きをもつこと。パイロットショップ。
- ② 地方自治体の特産品を販売するために東京などに構える店舗。

設立の背景として、「コンセプトは「東京から見た群馬の距離を短くする」。草津、伊香保、水上等、有名な温泉地を抱え、尾瀬や谷川岳などの美しい自然を有する当県ですが、いまいち県の知名度が低いのが現状です。農産品についても、生産額トップ5に入る産物が23品目もあります。また、世界遺産の登録が待たれる富岡製糸場、SUBARUで有名な富士重工業など、歴史・文化を背景にした近代産業も大いに発展しております。このような群馬県の魅力を、総合的にPRするために設立されました。」とある。

一方で、日本絹の里は、繭や生糸に関する資料や群馬の絹製品などの展示、絹を使った染織体験などにより、多くの人々が集い、伝統ある群馬県の蚕糸絹業の足跡と天然繊維であるシルクの素晴らしさを紹介する情報発信の拠点として設置されている。

よって、「ぐんまちゃん家」において、日本絹の里の紹介や情報発信を行うことにより、群馬県の絹文化を首都圏においても発信することが可能である。

日本絹の里では、「ぐんまちゃん家」が、旅行会社等を定期的に招待し県観光情報等を発信する場に、企画展を中心としたリーフレットを配布し、首都圏からの来館者の掘り起しに努めている。

また、「ぐんまちゃん家」では、「ぐんまちゃん家」で企画した旅行会社における商品開発担当者のモニターツアーに「日本絹の里」を組み込むことにより、展示物の周知と染織体験等を通して観光地としての魅力を発信している。

【意見 63】

群馬県では、首都圏における群馬県の情報発信・収集拠点としての、ぐんま総合情報センター「ぐんまちゃん家」を運営している。

一方で、日本絹の里は、繭や生糸に関する資料が群馬の絹製品などの展示、絹を使っ

た染織体験などにより、多くの人々が集い、伝統ある群馬県の蚕糸絹業の足跡と天然繊維であるシルクの素晴らしさを紹介する情報発信の拠点として設置されている。

よって、「ぐんまちゃん家」において「日本絹の里」の情報発信を行うことにより、首都圏において群馬県の絹文化の情報を発信することが可能であり、「ぐんまちゃん家」では、旅行会社を招待し県観光情報を発信する場に「日本絹の里」の企画展のリーフレットを配布し、また旅行会社における商品開発担当者のモニターツアーに「日本絹の里」を組み込むことにより群馬県の絹文化の魅力を発信している。

今後は、「ぐんまちゃん家」において開催される旅行会社を招待する場に「日本絹の里」から担当者が出席し、積極的に「日本絹の里」を宣伝することで商品ツアーが企画されるなど、群馬県の絹文化の情報を発信する機会が増えていくことが期待される。

【資金運用】

6. 余資運用

群馬県蚕糸振興協会では、基本財産については基本財産運用規程に基づき、元本保持、安全確実な方法での運用を基本としている。

運用に対する考え方は下記のとおりである。

- ① 国債、農林債により元本を保持し、その運用を長期にすることによって一定の運用益を上げるため、5年債・10年債で運用する。
- ② 金利変動に的確に対応するため、一定額を元本割れのリスクの少ない金融機関へ大口定期によって運用する。
- ③ 基本財産取り崩し等非常事態に備え、一定額を短期運用する。
- ④ 過去の出捐団体の出捐趣旨に基づき運用する。

その結果として、平成26年3月31日現在の基本財産1,232百万円のうち、739百万円は国債（10年6口、5年3口）、70百万円は農林債（5年1口）で、422百万円は定期預金（3か月1口、1年2口、2年1口）で運用している。

利率及び利息総額は、国債が0.3%から1.6%、利息総額10,990千円、農林債が1.35%、利息総額は945千円、定期預金が0.065%から0.09%、利息総額292千円となっている。

基本財産の定義は、下記のとおりである。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 第2節 機関 第172条

2. 理事は、一般財団法人の財産のうち一般財団法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定款で定めた基本財産があるときは、定款で定めるところにより、これを維持しなければならない。かつ、これについて一般財団法人の目的である事業を行うことを妨げることとなる処分をしてはならない。

以上より、基本財産は維持することが前提であることから、長期的な運用が可能である。

一方で、現在の低金利の状況において、長期債券等で長期の運用を行うことは将来金利が上昇した際に含み損が発生するリスクがある。

基本財産の 34.2%にあたる 422 百万円が 1 年から 2 年の定期預金で運用されている結果、その利率が 0.065%から 0.09%と低利率となっている。また、平成 28 年 3 月には、総額 628,638 千円の国債が償還となる。

今後低金利が見込まれる中で低金利の運用を行うのか、長期の債券をある程度保有するのか、または、リスクを取って事業債、外債等の債券を保有していくのかといった検討を行うべきである。

【意見 64】

平成 26 年 3 月 31 日現在の基本財産 1,232 百万円のうち、739 百万円は国債（10 年 6 口、5 年 3 口）、70 百万円は農林債（5 年 1 口）で、422 百万円は定期預金（3 か月 1 口、1 年 2 口、2 年 1 口）で運用しており、その利回りは、0.065%から 1.6%となっている。また、利息総額は、全額で国債が 0.3%から 1.6%、利息総額 10,990 千円、農林債が 1.35%、利息総額は 945 千円、定期預金が 0.065%から 0.09%、利息総額 292 千円となっている。

基本財産は維持することが前提であることから、長期的な運用が可能である。

一方で、現在の低金利の状況において、長期債券等で長期の運用を行うことは将来金利が上昇した際に含み損が発生するリスクがある。

基本財産の 34.2%にあたる 422 百万円が 1 年から 2 年の定期預金で運用されている結果、その利率が 0.065%から 0.09%と低利率となっている。また、2016 年 3 月には、総額 628,638 千円の国債が償還となる。

今後低金利が見込まれる中で低金利の運用を行うのか、長期の債券をある程度保有するのか、または、リスクを取って事業債、外債等の債券を保有していくのかといった検討を行うべきである。

7. ペイオフ対策

銀行等に預けた一般預金について保護されるのは、合算して元本 10,000 千円とその利息までとなっている。

群馬県蚕糸振興協会は、平成 26 年 3 月 31 日現在において群馬銀行の普通預金に 18,118 千円及び群馬県信連の定期預金に 422,223,900 円を預け入れているが、ペイオフ対策はされていない。

ペイオフ解禁により銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしか保護されないため、金融機関が破たんした場合には、10,000 千円以上の預金が不払いとなる。

【意見 65】

ペイオフ解禁となっているため銀行の一般預金について合算して元本 10,000 千円とその利息までしか保護されない。

平成 26 年 3 月末において群馬県蚕糸振興協会では、普通預金 18,118 千円、定期預金 422,223 千円を預けているが、銀行等が破たんした場合には、10,000 千円以上の預金が不払いとなる。

一方で、定期預金などは預け入れる金額により利率が変更になる。

したがって、金融機関の信用リスクと預入利率の双方を考慮し、必要があれば複数の銀行に預金を分散するなり、決済用預金に変更するなりのペイオフ対策を行うべきである。

また、預金管理の担当者が変更になっても、引き続き適切なペイオフ対策が行えるようペイオフ対策の基準を設けるべきである。

【リスク管理】

8. コンプライアンスに関する体制整備

日本絹の里の指定管理に関する協定書に基づいて群馬県に提出する事業計画書において、法令遵守の取組みについて記載している。

平成 25 年度の事業計画書には、以下の記載がある。

7) その他

条例、施行規則等、日本絹の里を適正に管理するために必要な関係法令を遵守します。

① 法令遵守等への取組み

(基本的な方針)

当協会は公益財団法人として、関係法令や条例及び規則等はもちろんのこと、諸規定等を定め、次の項目を主として徹底した管理体制の確保を目指します。

ア 社会的責任を認識し、社会から信頼、信用を確保します。

イ 適正な会計経理事務等を徹底します。

ウ 労働法令の厳守を徹底します。

エ 施設及び設備の維持管理または保守点検については適切に実施します。

オ 個人情報については、適切かつ厳正に管理します。

カ 暴力団の排除を推進し、安全で平穏な施設を確保します。

(倫理規程、公益通報者保護制度の整備等)

通報等の案件が生じた際には、所管する県蚕糸園芸課へ報告を行うとともに、企画運営会議が窓口となり公正な検討を行い、通報者等が不利にならないよう配慮しながら適切に対処します。

上記のとおり法令遵守に係る取組方針が事業計画上に記載されているものの、現状は上記の方針を遂行するための組織体制や行動指針を定めたコンプライアンス規程あるいは倫理規程は存在していない。

ただし、群馬県蚕糸振興協会の業務に関する協会内における種々の情報の共有や発生事象に対する対応方針の検討は、月1回（必要な場合には臨時開催）常勤職員全員が出席する「企画運営会議」にて行われており、コンプライアンスに対する情報共有や対応方針の検討もこの企画運営会議にて行われているとのことである。（なお、非常勤職員を含めた職員全員に対しては、毎日行われる朝礼にて情報の周知が図られている）。

また、実質的にはコンプライアンスに関する事務は事務局長が所管しており、日々の業務におけるコンプライアンスに係る情報把握や発生事象への対応は、事務局長が責任を持って実施する体制ができているとのことである。

しかしながら、小規模な組織とは言え、コンプライアンスに係る規程等が整備されていないという状況は、急な発生事象に対して職員が取るべき行動が明確になっていないことから、迅速かつ適切な対応ができない可能性が否定できない。

また、コンプライアンスに対する組織体制や行動規範の整備は、上記の事業計画に記載されている基本方針に記載されている内容の実行を担保するものと考えられるが、これらがルール化されていない場合、コンプライアンス遵守に対する協会内外からの信頼性を欠くことになる可能性もあることから、コンプライアンスに係る規程あるいはマニュアルを整備することが望まれる。

【意見 66】

現在、コンプライアンスに関する規定の整備がされていないが、コンプライアンスに係る発生事象に対して迅速適切に対応する観点から、またコンプライアンスに係る基本方針を遵守していることを協会内外に示し、コンプライアンスに係る信頼性を確保する観点から、コンプライアンスに係る規程あるいはマニュアルを整備することが望まれる。

9. 情報管理

群馬県蚕糸振興協会では原則として嘱託や臨時職員を含めた職員に対してパソコンを一台ずつ配布しており、各職員はそれらのパソコンを利用して日常の業務を行っている。

これらのパソコンはスタンドアローンで利用されており、複数のパソコンでネットワーク化されていることもなく、また共通のファイルの閲覧なども行っていないため、基本的に職員は他の職員のパソコンに保存されている情報を閲覧することはできない。また、群馬県蚕糸振興協会は少人数の組織であることから、外部の第3者が協会内に入ってパソコン内の情報を閲覧することや職員が他の職員のパソコンを不正に利用するといったことが行われにくい環境であると考えられる。

また、特定の担当者が利用しているパソコンの中に保存されている絹の里友の会の会員情報については、当該情報が管理されているデータベースへアクセスするにあたってパスワードの入力が求められていることから、一定の情報漏えい対策はなされている。

そのような状況であることから、現状においては各職員の使用するパソコンを利用する際に特段 ID やパスワードの入力は求められていない。

しかしながら、各職員の使用しているパソコンに保存されている情報は、必ずしも外部へ漏れても問題のない情報ばかりではないと考えられ、また、悪意を持った外部者が侵入してパソコンそのものやパソコン内のデータを盗み出す可能性も否定できないことから、最低限のセキュリティ対策として各職員の利用しているパソコンを起動する際にはパスワードの入力を求めるようにする必要があると考える。

【指摘事項 19】

現状、職員が業務に利用するパソコンを使用する際には、特にパスワードの入力は求められていないが、情報漏えいのリスクを軽減する観点から、少なくとも各職員の利用しているパソコンを起動する際にパスワードの入力を求めるようにする必要があると考える。

【指定管理者制度】

10. 群馬県立日本絹の里観覧料免除申請書

群馬県立日本絹の里利用料金は観覧料と利用料があり、以下のように定められている。

観覧料（一人につき）

| 区 分 | | 個 人 | 団 体 (二十人以上) |
|------|----------|-------|----------------|
| 常設展示 | 一般 | 200 円 | 160 円 |
| | 大学、高等学校等 | 100 円 | 80 円 |
| 企画展 | 一般 | 400 円 | 320 円 |
| | 大学、高等学校等 | 250 円 | 200 円 |

利用料（施設及び附属設備）

| | 午前 | 午後 | 夜間 | 一日 |
|-------|---------|---------|---------|-----------|
| 企画展示室 | 2,200 円 | 3,000 円 | / | 5,200 円 |
| 機織体験室 | 500 円 | 600 円 | 600 円 | 1,700 円 |
| 染織体験室 | 1,200 円 | 1,700 円 | 1,700 円 | 4,600 円 |
| 第一会議室 | 600 円 | 800 円 | 800 円 | 2,200 円 |
| 第二会議室 | 600 円 | 800 円 | 800 円 | 2,200 円 |
| 第三会議室 | 600 円 | 800 円 | 800 円 | 2,200 円 |
| 物品販売所 | 一年につき | | | 422,000 円 |

群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の各号において、利用料金を減免する場合がある。

観覧料については、小中学生は無料であるが、県内の高校生、その学校の引率者及び県内小中学生の学校の引率者並びに県外の学校の引率者や社会福祉施設入所者等も事前に観覧料免除申請書（別記様式第8号）を指定管理者に提出し、承認を受けることにより無料になる。

また、利用料（物品販売所、附属設備を除く）については、1. 県及び群馬県蚕糸振興協会が行う行事、又は日本絹の里が行う企画運営の関連行事で、施設を行事の参加者が利用するとき、及び、2. 日本絹の里友の会会員が自主研修で染織体験室、機織体験室、会議室を占有しないで利用するときには、全部の額を免除するとしている。なお、1.（県の機関の場合）は、事前に免除申請書を指定管理者に提出し、承認を受け、2. は事前連絡をし、当日受付で会員証により確認と承認を受けている。

このように、観覧料を免除する場合には、申請者に免除申請書を記載してもらい、群馬県蚕糸振興協会で決裁を行っているが、平成25年度の利用料金免除承認の状況を調査した結果、免除申請は45件あり、その中の平成26年3月6日に申請された申請書については、事務局長印が漏れていた。施行規則で定められている別記様式第8号では、承認欄に明記されているのは、発議者と指定管理者であるが、実際の運用では、指定管理者欄を事務局長とし、その他、プロデューサー、チーフD、管理係長、主任が承認し、押印する様式となっている。

施行規則では、指定管理者の承認が求められていることから、原則は理事長の承認が必要であると考えられるが、「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会事務処理規程第4条別表」、事務局長の専決事項（18）有料施設の利用に伴う使用料徴収及び納入に関することに該当することから、事務局長が承認する必要がある。担当者及び上席者が複数押印していることから、担当者の独断で免除している訳ではないが、事務局長の押印漏れは、指定管理者として承認を決定したと認められないことから、今後の事務処理に十分配慮すべきである。

【意見 67】

群馬県立日本絹の里利用料金は観覧料と利用料があり、原則として有料であるが、一部申請により免除となる場合がある。当該免除申請は、群馬県立日本絹の里の設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の各号において定められており、これらは、一部を除き、事前に観覧料免除申請書（別記様式第8号）を指定管理者に提出し、承認を受ける必要がある。

この指定管理者の承認については、原則は理事長が行う必要があると考えられるが、「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会事務処理規程第4条別表」、事務局長の専決事項（18）有料施設の利用に伴う使用料徴収及び納入に関することに該当することから、事

務局長が承認する必要がある。

しかし、実際の免除申請書を閲覧したところ 45 件中、平成 26 年 3 月 6 日に 1 件申請された申請書については、事務局長印が漏れていた。

担当者及び上席者が複数押印していることから、担当者の独断で免除している訳ではないが、事務局長の押印漏れは、指定管理者として承認を決定したと認められないことから、今後の事務処理に十分配慮すべきである。

11. 指定管理に関する情報公開

群馬県の情報公開条例においては、第 41 条の 2 第 1 項において、以下の通り指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に関する情報公開について定めている。

第 41 条の 2

指定管理者（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第 244 条 1 項に規定する公の施設に関するものについて、この条例の趣旨にのっとり情報公開を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

群馬県蚕糸振興協会は上記の規定に基づいて、情報公開を行うための必要な手続を定めた「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会指定管理者情報公開に関する要綱」（以下、要綱）と文書の開示に関する事務の取り扱いについて定めた「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会情報公開事務取扱要領」（以下、取扱要領）を策定している。

これらの要綱及び取扱要領には、指定管理者の行う指定管理業務に関する文書等について、開示の申出があった場合に開示することのできる文書等の定義や、開示の申出の方法等が定められているほか、開示申出者が申出を行う場合や群馬県蚕糸振興協会が開示決定通知を行う場合に利用するための所定の様式が定められている。

また、要綱の第 3 条には「協会は、指定管理者業務に関して県民への積極的な情報の公開に努めるものとする。」とあり、群馬県の情報公開条例の趣旨に従い、群馬県蚕糸振興協会が自らに指定管理業務に関する情報公開を積極的に行うこととしている。

しかしながら、このように情報公開条例の趣旨に則り要綱や取扱要領が定められているものの、当該要綱及び取扱要領に従った情報公開の制度は一般に周知されていないため、当該制度を利用した開示の申し出は現在まで 1 件も実行されていないとのことである。

他県においては指定管理者の情報公開制度として、群馬県蚕糸振興協会が要綱や実施要領で定めているものと同ーの内容を県のホームページに掲載し、一般市民からの開示請求を受け付けている例もみられることから、群馬県においても県と群馬県蚕糸振興協会とで協力を図りながら、指定管理者の情報公開のあり方や周知方法等について改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【意見 68】

群馬県の情報公開条例における指定管理者が行う指定管理業務に関する文書に係る情報公開の定めに基づき、協会側では保有文書の情報公開を行うための定めとして「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会指定管理者情報公開に関する要綱」及び「公益財団法人群馬県蚕糸振興協会情報公開事務取扱要領」を定めているが、これらに定められている内容が一般に周知されていないため、現在までこの制度を利用した開示請求の実績が1件もないという状況となっている。

指定管理者の情報公開のあり方や周知の方法等について、県と協力を図りながら改めて検討し、情報公開制度をより実効性のあるものにする必要があると考える。

【会計】

12. 消耗品費に含まれる交際費等

一般事業会計及び日本絹の里運営事業会計の「消耗品費」勘定の中に、「交際費」や「広告宣伝費」と認められる内容の支出が含まれていた。

消耗品費とは、一般には原則として自社で使用収益を得るために購入される事務備品、器具などのもののうち、1個又は1組の金額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の少額の減価償却資産に該当するものをいう。

交際費とは、接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先・仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待・供給・慰安・贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいう。

広告宣伝費とは、不特定多数の者に対する宣伝的効果を意図した支出をいい、例として、新聞などの広告、カタログ・チラシ・ポスター・看板などの作成費用、社名入りのカレンダーや手帳などの作成費用、試供品、見本品、キャンペーンに係るものをいう。

平成26年3月期における一般事業会計では、接客用お茶代、挨拶用菓子折り、視察研修用手土産代が消耗品費で処理されていたほか（一般事業会計の合計で38,080円）、来場客への配布用の普及推進用石けんや人形作家のDVD（100枚）、ひざ掛けの購入代（一般事業会計の合計で193,035円）についても消耗品費で処理されていた。さらに、日本絹の里運営事業会計では、同様に挨拶用、借用謝礼用の菓子折り、手土産代が（絹の里運営事業の合計で217,059円）消耗品費で処理されていた。

接客、謝礼、挨拶用に購入される菓子折り等の購入代金は、贈答の対象となる相手先がその便益を得ることから、消耗品費とは支出の性格が異なる。同様に、来場客等へ群馬県蚕糸振興協会の宣伝的効果を意図したと思われる物品の配布についても、支出の効果は中長期的には群馬県蚕糸振興協会の利益に結びつくものであるが、直接的には物品を受け取った相手方がその便益を得るため、消耗品費とは支出の性格が異なるといえる。

これらの相手先が便益を得る交際費や広告費は、群馬県蚕糸振興協会の事業を順調に

運営するうえで不可欠な戦略的な支出であり、また、群馬県蚕糸振興協会の運営方針に基づくものであれば、財務諸表の利用者に、群馬県蚕糸振興協会の活動の成果や結果を正確に示すべきと考えられる。

接客用、挨拶用、謝礼用菓子折り・土産代は、群馬県蚕糸振興協会の自主事業や受託・運營業務を遂行するにあたって、その取引関係者への贈答となることから、消耗品費ではなく、交際費が正しい会計処理である。

また普及推進用石けんや人形作家のDVD（100枚）、ひざ掛けの配布は、群馬県蚕糸振興協会の事業や取扱商品の周知宣伝を目的とするものであることから、広告宣伝費で処理すべきものである。

【意見 69】

一般事業会計及び日本絹の里運營業業会計の「消耗品費」勘定の中に、接客用お茶代、挨拶用菓子折り、視察研修土産代など交際費として処理すべきものや来場客への配布用の普及推進用石けんや人形作家のDVDや、ひざ掛けの購入代など広告宣伝費と認められる内容の支出が含まれていた。

消耗品費は、一般には原則として自社で使用収益を得るために購入される事務備品、器具などの有形の少額減価償却資産が該当する。

一方、接客、謝礼、挨拶用に購入される菓子折り等は、群馬県蚕糸振興協会の自主事業や受託・運營業務を遂行するために必要な費用であるが、贈答先がその便益を得ることから、消耗品費とは支出の性格が異なる。同様に、来場客等へ群馬県蚕糸振興協会の宣伝的効果を意図したと思われる物品の配布についても、支出の効果は中長期的には群馬県蚕糸振興協会の利益に結びつくものであるが、直接的には物品を受け取った相手方がその便益を得るため、消耗品費とは支出の性格が異なるといえる。

これらの相手先が便益を得る交際費や広告費は、群馬県蚕糸振興協会の事業を順調に運営するうえで不可欠な戦略的な支出であり、また、群馬県蚕糸振興協会の運営方針に基づくものであれば、財務諸表の利用者に、群馬県蚕糸振興協会の活動の成果や結果を正確に示すべきと考えられる。

したがって、接客用、挨拶用、謝礼用菓子折り・土産代は、群馬県蚕糸振興協会の自主事業や受託・運營業務を遂行するにあたって、その取引関係者への贈答となることから、消耗品費ではなく、交際費の勘定科目を用いて会計処理すべきである。また、普及推進用石けんや人形作家のDVD（100枚）、ひざ掛けの配布は、群馬県蚕糸振興協会の事業や取扱商品の周知宣伝を目的とするものであることから、広告宣伝費で処理すべきものとする。

13. 使用する会計ソフトと会計業務

群馬県蚕糸振興協会では、平成13年から会計業務のため、会計ソフトを導入しているが、予算の都合から公益法人対応のものではなく株式会社対応の会計ソフトを使用して月次試算表を作成している。

同会計ソフトでは、公益法人用の外部報告の財務書類は作成できないことから、同時に会計伝票の情報（勘定科目や金額、摘要、消費税の課税区分など）を別途 Excel に入力しデータの集計加工を行い、外部報告用の財務書類（正味財産増減計算書（総括表、会計区分ごと）、収支計算書（総括表、会計区分ごと））を作成している。よって、現在の外部報告用の財務書類は、会計帳簿に基づいて作成されているものではない。

また、消費税の申告書の作成のための基礎資料（各取引ごとの課税、不課税等の区分）も Excel に入力した同データから作成している。

なお、Excel に入力したデータを集計加工して作成した財務書類の金額の正確性を確認するために会計ソフトから作成された月次試算表と照合確認を行っている。

しかし、会計ソフトは株式会社対応のものであるため、同会計ソフトから作成される月次試算表は、公益法人特有の勘定科目（一般正味財産や指定正味財産等）や資産区分（基本財産、特定財産等）に対応していない。そのため、Excel で作成した外部報告用の財務書類と会計ソフトで作成された試算表では、容易に照合が出来ない科目もある。例えば、一般事業会計では、貸借対照表において「基本財産」に「預金」422,269,545円が計上され、「その他固定資産」に「特別積立預金」20,293,817円が計上されているが、総勘定元帳では「定期預金」に両者の合計額442,563,362円が計上されているのみであった。

財務諸表は総勘定元帳をもとに作成されるものであるため計上の区分や勘定科目、金額等において両者に相違があってはならないと考える。

以上のように外部報告用の財務書類、会計処理の正確性を確保するために会計ソフトへの入力及び Excel への入力、データの集計・加工という2重の作業を行っているが、下記の短所がある。

1. 公益法人会計基準第2一般原則(2)では、「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない」としている。

しかし、現在の財務書類は Excel に入力したデータから作成しており、会計ソフトから出力された総勘定元帳に基づいて作成しているわけではないので、同規程に準拠しているとは言えない。

2. 消費税の申告業務も含めて会計業務が二重の作業となっており、業務が非効率となっている。

これらの問題は、現在、株式会社対応の会計ソフトを使用していることが起因となっている。

公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入することにより、会計帳簿に基づいた

財務書類を作成することができ、また同ソフトにおいて消費税の計算も行えることから、消費税の申告手続きを含めた業務を効率的に実施することが出来る。

以上より、公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入するメリットは大きいといえる。

【意見 70】

群馬県蚕糸振興協会では、予算の都合から公益法人対応のものではなく株式会社対応の会計ソフトを使用して月次試算表を作成している。

また、同会計ソフトでは、公益法人用の外部報告の財務書類は作成できないことから、会計伝票の情報（勘定科目や金額、摘要、消費税の課税区分など）を別途 Excel に入力してデータの集計加工を行い、外部報告用の財務書類（正味財産増減計算書（総括表、会計区分ごと）、収支計算書（総括表、会計区分ごと））を作成している。

よって、現在の外部報告用の財務書類は、会計ソフトから出力される会計帳簿に基づいて作成されているものではない。

なお、Excel から作成した財務書類の金額の正確性を確認するために会計ソフトから作成された月次試算表と照合確認を行っている。

以上のように外部報告用の財務書類、会計処理の正確性を確保するために会計ソフトへの入力及び Excel への入力、データの集計・加工という 2 重の作業を行っているが、下記の短所がある。

1. 公益法人会計基準第 2 一般原則 (2) では、「財務諸表は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない」としているが、同規程に準拠しているとは言えない。

2. 消費税の申告業務も含めて会計業務が二重の負担となっており、業務が非効率となっている。

公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入することにより、会計帳簿に基づいた財務書類を作成することができ、また同ソフトにおいて消費税の計算も行えることから、消費税の申告手続きを含めた業務を効率的に実施することが出来る。

以上より、公益法人会計基準に準拠した会計ソフトを導入するメリットは大きいといえる。

14. 切手及びはがきの管理

群馬県蚕糸振興協会では、切手及びはがきを購入した時点で費用処理しているが、枚数の管理は別途管理簿にて行っている。切手及びはがきの在庫は、原則として貯蔵品として資産計上すべきものであり、また、金券ショップ等で現金化することも可能であることから、適切に管理する必要がある。

現在、管理簿は一般事業と絹の里会計で分かれており、使用した理由ごとに日付、差出人、郵送先、金種別に記載し、使用したことについて常務理事が確認して押印してい

る。また、毎月月末には、金種ごとにそれぞれの使用数が記録され、群馬県蚕糸振興協会としての在庫枚数が把握されている。

しかし、記入漏れが多いため、一般会計、絹の里会計のどちらで発生したのか判明せず、どちらの会計でいくら使用したのかが不明確となっている。記入漏れが発生する理由としては、最近はほとんどが料金後納郵便を使用しており、切手をそれほど使用していないことから、意識が希薄になっているのではないかとのことである。

絹の里会計は指定管理事業であり、当該事業において発生した費用は正しく県に報告する義務があることから、記入漏れのないように、使用の都度、管理簿に記載する必要がある。また、記入漏れが減少しないようであれば、切手及びはがきの管理者を決め、その担当者の承認がなければ、使用出来ないようにすることも一案であると考えられる。

なお、ボールペン書きについて修正液を使用して修正している事例や、鉛筆書きが散見され、安易に修正が行われている。安易に修正出来ないようにすること、および誰がいくつ修正したのが分かるようにボールペン書きとし、修正する場合には二重線により修正して訂正印を押印することが望ましい。

【意見 71】

切手及びはがきを購入した時点で費用計上しているが、枚数の管理は別途管理簿にて行っている。切手及びはがきは、原則として貯蔵品として資産計上すべきものであり、また、金券ショップ等で現金化することも可能であることから、適切に管理する必要がある。

しかし、記入漏れが多いため、一般会計、絹の里会計どちらで発生したのか明確になっておらず、どちらの会計でいくら使用したのかが不明確となっている。

絹の里会計は指定管理事業であり、当該事業において発生した費用は正しく県に報告する義務があることから、記入漏れのないように、使用の都度、管理簿に記載する必要がある。また、記入漏れが減少しないようであれば、切手及びはがきの管理者を決め、その担当者の承認がなければ、使用出来ないようにすることも一案であると考えられる。

なお、ボールペン書きについて修正液を使用して修正している事例や鉛筆書きが散見され、安易に修正が行われている。安易に修正出来ないようにすること、および誰がいくつ修正したのが分かるようにボールペン書きとし、修正する場合には二重線により修正して訂正印を押印することが望ましい。